保 護 者 様

新座市立小·中学校校長会

学校感染症における登校届の取扱いについて

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し 上げます。

さて、新座市立各小・中学校では、これまでお子様が学校感染症に罹患し、出席停止 となった際には、登校を再開するにあたり、登校届を提出していただいておりました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症における学校の対応に鑑みて、全ての学校感染症による出席停止について、登校する際の登校届の提出を求めないこととしました。

保護者の皆様におかれましては、裏面の「学校感染症と出席停止の基準」を参考にしていただくとともに、医師の診断に基づいて登校を再開するようお願いいたします。

なお、学校感染症に罹患した際には、速やかに学校へ連絡いただくよう併せてお願い いたします。

【学校感染症と出席停止の基準】

| 感染症 | 出席停止の基準 |
|----------------|-----------------------------------|
| インフルエンザ | 発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤 |
| | による治療が終了するまで |
| 麻しん(はしか) | 解熱した後、3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日間 |
| (おたふくかぜ) | を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| 風しん | 発疹が消失するまで |
| 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後、2日を経過するまで |
| 結核 | |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認 めるまで |
| コレラ | |
| 細菌性赤痢 | |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認 めるまで |
| 腸チフス | |
| パラチフス | |
| 流行性角結膜炎 | |
| 急性出血性結膜炎 | |
| 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良け |
| | れば登校可能 |
| ウイルス性肝炎A 型・E 型 | 肝機能正常化後、登校可能 |
| ウイルス性肝炎B 型・C 型 | 出席停止不要 |
| 手足口病 | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 |
| | 治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| 伝染性紅斑 (リンゴ病) | 発疹のみで全身状態が良ければ登校可能 |
| ヘルパンギーナ | 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、 |
| | 治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 |
| 感染性胃腸炎 | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可 |
| (流行性嘔吐下痢症) | 能 |
| アタマジラミ | 出席可能 (タオル、櫛、ブラシの共用は避ける) |
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) | 出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避け |
| | る) |
| 伝染性膿痂疹 (とびひ) | 出席可能 (プール、入浴は避ける) |

[※] 新型コロナウイルス感染症の出席停止は、後日、国の基準が示される予定です。